

独立行政法人海洋研究開発機構

中 期 目 標

平成 2 1 年 4 月 1 日

(平成 2 4 年 3 月 1 2 日変更指示)

文 部 科 学 省

目次

前文	1
I 中期目標の期間	1
II 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	2
1 海洋科学技術に関する基盤的研究開発	2
（1）重点研究開発領域の設定と目標	2
① 地球環境変動研究	2
② 地球内部ダイナミクス研究	2
③ 海洋・極限環境生物圏研究	2
④ 海洋資源の探査・活用技術の研究開発	3
⑤ 海洋に関する基盤技術開発	3
（2）統合国際深海掘削計画（IODP）の総合的な推進	3
（3）研究開発の多様な取り組み	3
2 研究開発成果の普及および成果活用の促進	4
3 大学および大学共同利用機関における海洋に関する学術研究への協力	4
4 科学技術に関する研究開発または学術研究を行う者等への施設・設備の供用	4
5 研究者および技術者の養成と資質の向上	4
6 情報および資料の収集・整理・保管・提供	4
7 評価	5
8 情報公開	5
III 業務運営の効率化に関する事項	5
1 組織の編制	5
2 柔軟かつ効率的な組織の運営	5
3 業務・人員の合理化・効率化	5
IV 財務内容の改善に関する事項	6
1 自己収入の増加	6
2 固定的経費の節減	7
3 契約の適正化	7
V その他業務運営に関する重要事項	7
1 施設・設備に関する事項	7
2 人事に関する事項	7
3 能力発揮の環境整備に関する事項	7

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人海洋研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下、「中期目標」という。)を定めたので、公表する。

平成 21 年 4 月 1 日

文部科学大臣 塩谷 立

前文

海洋は、気候変動等の地球環境の変化に大きく関連するなど、地球上のすべての生命の維持のために必要不可欠なものである。また、近年、新たな海洋資源の存在が明らかとなり、海洋は、資源問題の解決等において、大きな可能性を秘めている。一方、四方を海に囲まれた我が国において、海域における地震・火山噴火や津波など、海洋由来の自然災害は大きな脅威である。海洋の持つ有用性を最大限に活用するとともに、海洋由来の自然の脅威や、地球温暖化に伴う異常気象の増加などの諸問題に対応していくためには、海洋に関する科学技術の水準の向上を図りつつ、海洋の開発・利用・保全の取組を進めることが求められている。

このような状況を踏まえ、海洋基本法に基づき、新たな海洋立国を実現するため、平成 20 年 3 月に海洋基本計画が策定された。同計画では、依然として人類にとって未解明な領域が多い海洋に関する科学的な知見の充実が重要とし、地球規模の課題である地球温暖化や巨大海溝型地震・津波への対応、海洋鉱物資源の開発等、政策課題対応型の研究開発を重点的に推進することが必要とされているほか、海洋分野において、次世代を担う人材育成の重要性が指摘されている。

独立行政法人海洋研究開発機構(以下、「機構」という。)は、海洋に関する我が国および世界における真の中核的研究開発機関たることを目指し、国家基幹技術を始めとする海洋に関する基盤的な技術開発力や、海洋科学技術に関する基礎的な研究開発力を着実に強化し、その成果を国民・社会に還元することを基本としながら、海洋に関する基盤的研究開発、それらに係る成果の普及および活用の促進、海洋に関する学術研究に関する協力、新たな海洋立国を支える人材育成の取組等を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに海洋に関する学術研究の発展に資する事業を重点的に展開していくものとする。これらの事業により、地球温暖化等の地球環境問題への対応、地震・津波等の自然災害による被害の軽減、海洋資源開発の推進、知識の深化・拡大による社会経済活動の発展・国民生活の質の向上等に貢献することが期待されている。

このような役割を果たすため、機構の中期目標は以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1 海洋科学技術に関する基盤的研究開発

(1) 重点研究開発領域の設定と目標

機構は、海洋を中心とする水圏および海洋と密接に関連する気圏の変動から見た地球環境変動の解明、海底からの観測等による地圏の構造と変動の解明、表層から深海底、さらには地下圏へと広がる生物圏の構造と役割の解明等に向けて、海洋を中心とした地球システムについて、研究成果を国民・社会に還元することを見据えて、総合的に研究を行う。また、海洋資源の探査・活用技術に関する研究開発を推進するとともに、海洋科学技術に関する基礎的な研究開発力を強化する。

また、機構は、海洋に関する基盤的な技術開発力を強化するほか、海洋を中心とした地球システムに関し、広範な環境下での研究を可能とする基盤技術などの研究開発を、国民生活や産業の発展に貢献し、我が国の海洋分野の技術力を牽引する観点から総合的に行う。

目標期間中に、関連する研究および開発と連携し、研究開発の進捗管理を徹底した上で、以下の研究開発プロジェクトに重点的に取り組む。

① 地球環境変動研究

地球温暖化やそれに伴う世界各地での異常気象の発生など、人類にとっての喫緊の課題である地球規模の環境問題が深刻化している。

これらの問題の解決に貢献するため、海洋が大きな役割を果たす地球環境変動について、アジア・太平洋域を中心とした地域での海洋・陸面・大気の観測や地球環境に関する数値モデルの構築といった地球環境変動に係る現象と過程に関する研究を総合的に実施する。特に、地球規模と地域レベルの現象の一体的な把握と予測に関する研究を行う。

国内外の関係機関と連携した地球環境変動研究を実施することで、全球地球観測システム(GEOSS)等国际的な地球観測計画の策定・実施や気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書の策定を含めたIPCCにおける地球環境問題の検討に主要な貢献を行う。

② 地球内部ダイナミクス研究

海溝型巨大地震、津波、海域の火山活動などの海洋由来の脅威に対応するため、これらの現象を解明し、防災対策を強化することは四方を海洋に囲まれた我が国にとって急務の課題である。

これらの問題の解決に貢献するため、海域の地震・火山活動を引き起こす地球内部の動的挙動(ダイナミクス)について、調査観測等により現象と過程に関する研究を実施するとともに、得られた成果を基に、海底地殻変動による災害の軽減に資する数値モデルの開発等を行う。

③ 海洋・極限環境生物圏研究

深海底等に生息する生物群の生態系はまだ未解明であり、それらを明らかにすることは、過去の地球システムの変遷を明らかにする上で重要である。また、深海底等に生息する微生物の遺伝子資源は、今後、医薬品、新素材開発等、様々な産業への応用が期待されている。

これらの海洋生物資源の活用により、社会経済の発展に貢献するとともに、過去の地球システムの変遷を明らかにするため、特殊・固有な機能を有する生物を、海洋中・深層、深海底、海底地殻内等の様々な環境下で探索し、その生態、機能、地球環境との相互作用の解明等に関する研究を実施するとともに、生物の機能の応用についての研究開発を行う。

④ 海洋資源の探査・活用技術の研究開発

我が国の周辺海域に存在している海洋資源の分布や賦存量等を把握するため、国家基幹技術を活用し、無人探査機等の探査システムを開発・実証するとともに、探査手法の研究開発を実施し、海洋資源の確保に貢献する。

⑤ 海洋に関する基盤技術開発

海洋資源探査や地震・火山噴火等への対策等、広く国民生活や産業の発展に貢献し、我が国の海洋分野の牽引力となる技術開発力を高めることが期待されている。

海上・海中・海底・地殻内等の多様な環境下での調査観測機器開発等、海洋に関する研究開発の推進のために必要な基盤技術の開発を実施する。

特に、国家基幹技術である地球深部探査船「ちきゅう」の深海底ライザー掘削技術と次世代型深海探査技術の研究開発、社会還元加速プロジェクトである海溝型巨大地震・津波対応海底ネットワークシステムの構築に向けた技術開発を実施する。

また、地球環境変動や地球内部の動的挙動のシミュレーションなど、海洋に関する研究開発の推進のために必要な先進的シミュレーション技術の開発を行う。

(2) 統合国際深海掘削計画 (IODP) の総合的な推進

日米主導の国際プロジェクトである統合国際深海掘削計画 (IODP) における主要な実施機関として、地球深部探査船「ちきゅう」の安全かつ効率的な運航や乗船研究者に対する支援、関連施設の管理等を行うとともに、同計画の円滑な実施のために必要となるプロジェクト管理を適切に実施する。

また、IODPに参画する国内の研究者に対する支援のほか、科学計画の検討等に対する支援を実施することにより、同計画を総合的に推進する。

(3) 研究開発の多様な取り組み

海洋科学技術の基盤的研究開発における将来の重要なシーズを探索・育成するための研究開発、国等が主体的に推進するプロジェクトに対応するための研究開発を行う。

国内外の大学、企業、研究機関等との共同研究等を積極的に推進する。日米共同プ

プロジェクトである国際北極圏研究センター(IARC)、国際太平洋研究センター(IPRC)における研究を推進する等の海洋科学技術に関する国際的なプロジェクト等に積極的に参画する。

海洋科学技術に関する研究開発について、自らの研究資源を投入して行うと同時に、積極的に競争的資金等の外部資金を獲得し、研究資金を有効に活用する。

2 研究開発成果の普及および成果活用の促進

機構の研究開発成果は、知的財産権による保護が可能な知的財産について必要に応じて権利化を行うとともに、論文の投稿、研究集会等における口頭発表、プレス発表、広報誌、インターネット、施設・設備公開等を通じて、研究の必要性や研究開発成果を積極的かつわかりやすく発信・提供する。

研究開発成果の適切な管理を行うとともに、産業界との交流と連携を進めることで、研究開発成果の実用化を促進する。

将来の海洋立国を支える人材を育成する観点から、海洋科学技術に関する国民の関心を高めるための取組を実施する。

3 大学および大学共同利用機関における海洋に関する学術研究への協力

東京大学海洋研究所との緊密な連携協力の下、学術研究の特性に配慮した運航計画に基づいて研究船の運航等を行い、大学および大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し協力を行う。

4 科学技術に関する研究開発または学術研究を行う者等への施設・設備の供用

研究船、深海調査システム、超高速並列計算機システム「地球シミュレータ」等の試験研究施設・設備を自ら使用するとともに、機構の研究開発業務の遂行に支障がない範囲で、海洋科学技術をはじめとする科学技術の推進のため外部の利用に供する。

統合国際深海掘削計画(IODP)の主要掘削船である地球深部探査船「ちきゅう」を国際運用に供するとともに、機構の業務や同計画の円滑な推進に支障がない範囲で、掘削技術を蓄積するため、外部機関からの要請に基づく掘削のために供用する。

5 研究者および技術者の養成と資質の向上

高度な知識・技術を習得させるため、機構の研究者・技術者に対する研修等を実施し、資質を向上させるとともに、機構の中核を担う人材を養成する。

積極的に博士号を取得した若手研究者、大学院生等を受け入れ研究の場を提供することにより、最先端の海洋科学技術を担う人材を育成する。

産業界、関係機関、大学等との連携・協力により、研究者、技術者の交流を進めるなど、海洋立国を支える将来の研究人材の育成のための取組を行う。

6 情報および資料の収集・整理・保管・提供

海洋科学技術に関する情報および資料を収集し、電子化を進める等、研究者をはじめ

一般国民が利用しやすい形で整理、保管し、提供する。

7 評価

機構における研究課題、機構の運営について、外部評価を受け、その結果を研究資源の配分、運営の改善に活用するとともに、結果を公表する。

8 情報公開

機構に対する国民の信頼を確保する観点から情報公開に適切に対応する。

III 業務運営の効率化に関する事項

1 組織の編制

重点を置くべき研究開発を強力に推進し得るよう、理事長のリーダーシップの下、研究開発能力の向上および経営・管理能力の強化の観点から、効果的・効率的で柔軟・機動的な組織編制を行う。

内部統制やガバナンスの強化に向けた体制を整備する。

平成22年度末までに、独立行政法人防災科学技術研究所と統合するため必要な組織・体制を整備する。

2 柔軟かつ効率的な組織の運営

研究開発業務については、経営陣の明確な責任分担のもと、計画の実施状況を適切に把握するとともに、適切な評価を実施することで、効率的な運営ができるよう、プロジェクト管理を強化する。

存在意義の薄れた部署、非効率な部署が生じた場合は拡充・新設の必要性が生じた部署等に的確に再編していく。

業務の安全性と信頼性を確保するため必要な体制を確保する。

研究開発基盤の整備・運用をはじめとする業務に関して、外部の専門的な能力を活用することにより高品質のサービスが低コストで入手できるものについて外部委託を積極的に活用する。

職員の能力を最大限に引き出し、実力をいかに発揮させるため、研究者をはじめとする職員の業務に関する評価を適正に行う。

評価結果をその後の資源の配分に反映させ、競争的環境の実現と効率的な資源配分を行う。職務、職責および業績に応じた適切な職員の処遇を行う。

3 業務・人員の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コストの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、一般管理費(人件費を含み、公租公課を除く。)について、平成20年度に比べ中期目標の期間中、その15%以上を削減するほか、その他の業務経費について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化

を行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、職員の給与については、その合理性について検証を行い、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。理事長の報酬については、同計画を踏まえ、各府省事務次官の給与の範囲内とする。

職員の給与水準については、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表することとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。

役員報酬については、個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表する。

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等を踏まえ、事務・事業および組織等の合理化・効率化に向けた必要な措置を講ずる。

受託事業収入で実施される業務についても業務の効率化を行う。

情報の管理については、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

IV 財務内容の改善に関する事項

自己収入を確保するとともに、予算を効率的に執行し、適切な財務内容を実現する。

1 自己収入の増加

外部研究資金として国、他の独立行政法人、企業等多様な機関からの競争的研究資金をはじめとする資金を導入する。また、国、他の独立行政法人、企業等からの受託収入、特許実施料収入、施設・設備の供用による対価収入等により自己収入の増加に向けた取り組みを実施する。

自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営を行う。

2 固定的経費の節減

管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費を節減する。

3 契約の適正化

契約は原則として一般競争入札等とし、随意契約によることができる限度額等の基準を国の基準と同等とするとともに、企画競争、公募を行う場合には真に競争性、透明性が確保される方法により実施することで、契約内容の透明化、適正化を行う。

内部監査および第三者による契約をはじめとする会計処理に対する適切なチェックを行う。

V その他業務運営に関する重要事項

1 施設・設備に関する事項

研究の推進に必要な施設・設備の更新・整備を重点的・計画的に実施する。

2 人事に関する事項

若手研究者にとって様々な機関で研鑽する機会を設けることが重要であるため、若手研究者を中心に積極的に任期付き任用を行う。

任期の定めのない研究者の採用にあたっては、多様な機関での研究経験を重視し、研究者としての能力が確認された者を採用する。

職員等の採用にあたっては、公募等により選定過程を透明化する。

研究開発の効率化のため、優秀な研究支援者・技術者を充分確保するとともに適切な処遇を行う。

3 能力発揮の環境整備に関する事項

個々の職員が自己の能力を最大限に発揮可能な環境を整備する。